

【1】訪問看護

(令和元年10月1日現在)

基本料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1 (20分未満)	[1回につき]	3,447円	345円	690円	1,034円
訪問看護 I 2 (30分未満)	[1回につき]	5,182円	518円	1,036円	1,555円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	[1回につき]	9,049円	905円	1,810円	2,715円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	[1回につき]	12,398円	1,240円	2,480円	3,719円
理学療法士等による訪問の場合	[1回につき]	3,281円	328円	656円	985円
加算料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算 (30分未満)	[1回につき]	2,806円	281円	562円	842円
複数名訪問加算 (30分以上)	[1回につき]	2,221円	223円	445円	667円
長時間訪問看護加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
緊急時訪問看護加算	[1月につき]	6,342円	635円	1,269円	1,903円
特別管理加算 (I)	[1月につき]	5,525円	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算 (II)	[1月につき]	2,762円	277円	553円	829円
ターミナルケア加算 [★]	[死亡月につき]	22,100円	2,210円	4,420円	6,630円
初回加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
退院時共同指導加算	[1月につき]	6,630円	663円	1,326円	1,989円
看護・介護職員連携強化加算	[1月につき]	2,762円	277円	553円	829円
看護体制強化加算 (II)	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
サービス提供体制強化加算	[1回につき]	66円	7円	14円	20円

★ターミナルケア加算：看取りに同意していただいたうえで逝去時に算定します。

※同一建物に対する減算に該当する場合：上記単位数の10%減

※准看護師が指定訪問看護を行った場合：上記単位数の10%減

※夜間 (18:00~22:00) または早朝 (6:00~8:00)：上記単位数の25%増

※深夜 (22:00~6:00)：上記単位数の50%増

※この金額は、介護保険の法定利用料にもとづく金額です。法定利用料は、法律の改定等により変更されることがあります。

※上記負担額として計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

【2】介護予防訪問看護

(令和元年10月1日現在)

基本料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護 I 1 (20分未満)	[1回につき]	3,326円	333円	665円	998円
訪問看護 I 2 (30分未満)	[1回につき]	4,961円	496円	992円	1,488円
訪問看護 I 3 (30分以上60分未満)	[1回につき]	8,729円	873円	1,746円	2,619円
訪問看護 I 4 (60分以上90分未満)	[1回につき]	11,978円	1,198円	2,396円	3,593円
理学療法士等による訪問の場合	[1回につき]	3,171円	317円	634円	951円
加算料金					
種類		利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
複数名訪問加算 (30分未満)	[1回につき]	2,806円	281円	562円	842円
複数名訪問加算 (30分以上)	[1回につき]	2,221円	223円	445円	667円
長時間訪問看護加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
緊急時訪問看護加算	[1月につき]	6,342円	635円	1,269円	1,903円
特別管理加算 (I)	[1月につき]	5,525円	553円	1,105円	1,658円
特別管理加算 (II)	[1月につき]	2,762円	277円	553円	829円
初回加算	[1月につき]	3,315円	332円	663円	995円
退院時共同指導加算	[1月につき]	6,630円	663円	1,326円	1,989円
看護体制強化加算 (II)	[1月につき]	3,315円	332円	663円	829円
サービス提供体制強化加算	[1回につき]	66円	7円	14円	20円

※同一建物に対する減算に該当する場合：上記単位数の10%減

※准看護師が指定訪問看護を行った場合：上記単位数の10%減

※夜間 (18:00~22:00) または早朝 (6:00~8:00)：上記単位数の25%増

※深夜 (22:00~6:00)：上記単位数の50%増

※この金額は、介護保険の法定利用料にもとづく金額です。法定利用料は、法律の改定等により変更されることがあります。

※上記負担額として計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。

【3】介護保険外の料金

実施地域 (三鷹市全域/調布市全域/武蔵野市=境南町および御殿山) 以外への訪問時は、交通費が別途100円/回かかります。